

【新旧対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この細則における用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、自主規制基本規則で定めるものに準ずる。</u></p> <p><u>2 前条に規定する社内規則策定ガイドラインにおける用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、自主規制基本規則又はこの細則で定めるものに準ずる。</u></p>
<p>(経営管理等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>特に、<u>監督指針</u>に記載された、いわゆる不祥事件が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡及び経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮、再発防止の為の改善策や情報開示等について適切に対処する必要がある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(経営管理等)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>特に、<u>貸金業者向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」という。)</u>に記載された、いわゆる不祥事件が発生した場合には、社内規則等に則った内部管理部門への迅速な連絡及び経営陣への報告、監督当局への第一報、事後対応における内部牽制機能の適切な発揮、再発防止の為の改善策や情報開示等について適切に対処する必要がある。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>(反社会的勢力による被害の防止)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) 反社会的勢力との関係遮断<u>のため</u>組織的に対応するための方策</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>第3条 (同左)</p> <p>(反社会的勢力による被害の防止)</p> <p>第3条の2 (同左)</p> <p>2～3 (同左)</p> <p>4 協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。</p> <p>(1) 反社会的勢力との関係<u>の遮断に</u>組織的に対応するための方策</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>
<p>(個人顧客情報の安全管理措置等)</p> <p>第4条 資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重</p>	<p>(個人顧客情報の安全管理措置等)</p> <p>第4条 資金需要者等に関する情報について、安全管理措置を図ることは資金需要者等の信頼を確立し、ひいては貸金業界の健全性を確保するうえでも重</p>

【新旧対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の2及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（同告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（同告示第8号）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（同告示第9号）、個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第4号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（同告示第2号）及び協会の「個人情報保護指針」の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。</p> <p>2 （略）</p>	<p>要である。協会員が、資金需要者等に関する情報の適切な取扱いを行うためには、貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第10条の2及び第10条の4の規定に加え、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（同告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（同告示第8号）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（同告示第9号）、個人情報の保護に関する法律に係るEU <u>及び英国</u>域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第4号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（同告示第2号）及び協会の「個人情報保護指針」の規定に則った、社内態勢の整備を図る必要がある。</p> <p>2 （同左）</p>
<p>第5条 ～ 第9条 （略）</p>	<p>第5条 ～ 第9条 （同左）</p>
<p>（禁止行為）</p> <p>第10条 協会員は、資金需要者等の利益の保護のため、法第12条の6、<u>貸金業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）</u> II-2-10 及び自主規制基本規則第2章第3節を遵守しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第10条 協会員は、資金需要者等の利益の保護のため、法第12条の6、<u>監督指針 II-2-10</u> 及び自主規制基本規則第2章第3節を遵守しなければならない。</p> <p>2 （同左）</p>
<p>第10条の2、第11条 （略）</p>	<p>第10条の2、第11条 （同左）</p>
<p>（「経営者保証ガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等）</p>	<p>（「経営者保証ガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等）</p>

【新旧対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>第 11 条の 2 協会員は、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）に関し、平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、「経営者保証ガイドライン」<u>を</u>融資慣行としての浸透・定着に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 11 条の 2 協会員は、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）に関し、平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、「経営者保証ガイドライン」<u>の</u>融資慣行としての浸透・定着に努めなければならない。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>(過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。))</p> <p>第 12 条 協会員が、個々の資金需要者等の借入れ状況及び収支状況、<u>所得証明書類</u>の取得等に基づき返済能力の調査に係る基準を設けることは、多重債務問題への対応と貸金業界の社会的信頼を確保する重要な行為のひとつである。協会員は、資金需要者等への適切な貸付けを実施するにあたり、法令、監督指針及び自主規制基本規則第 2 章第 6 節を踏まえた客観的かつ具体的な社内規則等を定めることにより、社内態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 障害者への対応に当たって、資金需要者等の保護及び利用者利便の観点と合わせ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。<u>以下「障害者差別解消法」という。</u>）」及び「<u>障害者差別解消対応指針</u>」に則り適切な対応を行うとともに、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなどの社内態勢</p>	<p>(過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。))</p> <p>第 12 条 協会員が、個々の資金需要者等の借入れ状況及び収支状況、<u>年収証明書</u>の取得等に基づき返済能力の調査に係る基準を設けることは、多重債務問題への対応と貸金業界の社会的信頼を確保する重要な行為のひとつである。協会員は、資金需要者等への適切な貸付けを実施するにあたり、法令、監督指針及び自主規制基本規則第 2 章第 6 節を踏まえた客観的かつ具体的な社内規則等を定めることにより、社内態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 障害者への対応に当たって、資金需要者等の保護及び利用者利便の観点と合わせ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」及び「<u>金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 28 年金融庁告示第 3 号）</u>」に則り適切な対応を行うとともに、対応状況を把握・検証し対応方法の見直しを行うなどの社内態勢</p>
<p>第 13 条 ～ 第 15 条 (略)</p>	<p>第 13 条 ～ 第 15 条 (同左)</p>
<p>(取引履歴の開示)</p> <p>第 16 条 協会員は、債務者等<u>又</u>債務者等であった者等からの取引履歴の開示請求に対して信義則に従い誠実に対応することは、資金需要者等の利益の保護</p>	<p>(取引履歴の開示)</p> <p>第 16 条 協会員は、債務者等<u>又は</u>債務者等であった者等からの取引履歴の開示請求に対して信義則に従い誠実に対応することは、資金需要者等の利益の保</p>

【新旧対照表】業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則

(下線部分改正箇所)

旧	新
<p>に資する重要な意義を有するものであることを踏まえ、法第 19 条に規定する帳簿を保管し、法第 19 条の 2 に規定する帳簿の閲覧・謄写並びに開示請求者に対する本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び開示手続の適正な運用を行うための社内態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>護に資する重要な意義を有するものであることを踏まえ、法第 19 条に規定する帳簿を保管し、法第 19 条の 2 に規定する帳簿の閲覧・謄写並びに開示請求者に対する本人又は正当な委任を受けた代理人等であるかの確認及び開示手続の適正な運用を行うための社内態勢の整備に努めなければならない。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>第 17 条 ～ 第 19 条 (略)</p>	<p>第 17 条 ～ 第 19 条 (同左)</p>
<p>附 則 (平成19. 12. 19) ～ (平31. 4. 1) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則 (平成19. 12. 19) ～ (平31. 4. 1) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令2. 11. 2)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和2年11月2日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1条の2、第2条、第3条の2、第4条、第10条、第11条の2、</u> <u>第12条、第16条を改正。</u></p>